令和４年度第１回　地域連携推進機構運営会議　議事次第

日　時：令和４年４月１４日（木）　１０：００～１１：３０

場　所：第一会議室

【議題】 ＜審議事項＞		資料番号
1	琉球大学大学機関別選択評価（地域貢献活動）受審準備委員会設置要項の制定（案）について	審議１
2	琉球大学地域連携推進機構次世代人材育成専門部会規程の一部改正（案）について	審議２
3	包括連携協定のあり方について	審議３

※参考資料

・　地域連携推進機構運営会議 委員名簿（令和４年４月１日時点）（参考資料１）

（案）

琉球大学大学機関別選択評価（地域貢献活動）受審準備委員会設置要項（案）

令和４年　　月　　日
裁　　定

（設置）
第１条　大学等による教育研究活動等の質の維持向上を支援する機関である独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）が実施する大学機関別選択評価の選択評価事項Ｂ「地域貢献活動の状況」（以下「選択評価（地域貢献活動）」という。）を受審するため、琉球大学に「琉球大学大学機関別選択評価（域貢献活動）受審準備委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）
第２条　委員会は，選択評価（地域貢献活動）の受審に必要な次に掲げる事項について審議し決定する。
（１）選択評価（地域貢献活動）の受審に係る自己評価書の作成に関すること。
（２）その他、選択評価（地域貢献活動）の受審に必要なこと。

（組織）
第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
（１）地域連携推進機構長（以下「機構長」という。）
（２）地域連携推進機構副機構長
（３）地域連携推進機構に所属する専任教員
（４）研究推進機構に所属する教職員から若干人
（５）大学評価ＩＲマネジメントセンター所属教職員から若干人
（６）その他機構長が必要と認めた者

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に，委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は，前条第１号に規定する委員を持って充てる。
３　副委員長は，前条第２号に規定する委員をもって充てる。
４　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

（作業部会）
第５条　委員会は，選択評価（地域貢献活動）受審に際し、必要に応じて作業部会を置くことができる。
２　作業部会に必要な事項は、別に定める。

（意見の聴取）
第６条　委員会は，必要があると認めたときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴く

ことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）
第８条　この要項に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（改廃）
第９条　この要項の改廃は、琉球大学地域連携推進機構運営会議の議を経て機構長が行う。

附　則
１　この要項は，令和４年　月　　日から施行する。
２　この要項は，選択評価（地域貢献活動）に対する学位授与機構からの評価結果が確定された日にその効力を失う。

琉球大学地域連携推進機構次世代人材育成専門部会規程の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由と概要） １　専門部会に所属する職員に任期を定める必要があるため、所要の改正を行う。 ２　ミーティングに専門部会の職員以外の者が参加できるようにする必要があるため、所要の改正を行う。	
琉球大学地域連携推進機構次世代人材育成専門部会規程（案）	琉球大学地域連携推進機構次世代人材育成専門部会規程
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（略）
（組織） 第４条　部会に、次に掲げる職員を置く。 （１）部会長 （２）機構の構成員のうちから機構長が指名する者 （３）その他機構長が必要と認める者 ２　前項第３号に掲げる職員の任期は２年とし、再任を妨げない。なお、これらの職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	（組織） 第４条　部会に、次に掲げる職員を置く。 （１）部会長 （２）機構の構成員のうちから機構長が指名する者 （３）その他機構長が必要と認める者
第５条　（略）	第５条　（略）

（ミーティング） 第６条　部会の業務を円滑に進めるため、第４条に規定する部会の職員が参加するミーティングを定期的に開催する。 ２　部会長が必要と認めるときは、第４条に規定する部会の職員以外の者をミーティングに出席させ、意見を聞くことができる。 ３　部会長は、ミーティングの議事概要を地域共創企画室長及び機構長に報告する。 第７条～第１０条　（略） 附　則 この規程は、令和４年４月　　日から施行し、令和４年４月１日から適用する。	（ミーティング） 第６条　部会の業務を円滑に進めるため、部会の職員が参加するミーティングを定期的に開催する。 （新規） ２ 部会長は、ミーティングの議事概要を地域共創企画室長及び機構長に報告する。 第７条～第１０条　（略）

琉球大学地域連携推進機構次世代人材育成専門部会規程

令和３年１２月１６日
制　　定

（設置）

第１条　国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則第２１条に基づき、地域連携推進機構（以下「機構」という。）に次世代人材育成プロジェクトを実施するために、次世代人材育成専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この規程において「次世代人材育成プロジェクト」とは、部会において次世代を担う人材を対象とした教育を推進する事業のことをいう。

（業務）

第３条　部会は、次に掲げる業務を行う。

（１）次世代人材育成プロジェクトの基本方針及び実施計画に関すること。

（２）沖縄県教育委員会等と連携した児童・生徒等の研究活動への支援に関すること。

（３）次世代の科学技術人材育成・教育を実践する恒常的な場である科学教育（STEAM教育）研究センター（仮称）の設置へ向けた検討に関すること。

（４）その他、地域連携推進機構長（以下、「機構長」という。）が指定した業務

（組織）

第４条　部会に、次に掲げる職員を置く。

（１）部会長

（２）機構の構成員のうちから機構長が指名する者

（３）その他機構長が必要と認める者

２　前項第３号に掲げる職員の任期は２年とし、再任を妨げない。なお、これらの職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第５条　部会長は、機構の構成員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。

２　部会長は、部会の業務を統括する。

（ミーティング）

第６条　部会の業務を円滑に進めるため、第４条に規定する部会の職員が参加するミー

ティングを定期的に開催する。
２　部会長が必要と認めるときは、第４条に規定する部会の職員以外の者をミーティングに出席させ、意見を聞くことができる。
３　部会長は、ミーティングの議事概要を地域共創企画室長及び機構長に報告する。

（連絡協議会）
第７条　次世代人材育成プロジェクトの実施について、琉球大学と連携機関の情報交換及び交流を図るために、部会の下に次世代人材育成連絡協議会を置く。
２　次世代人材育成連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（運営委員会）
第８条　部会の下に、必要に応じて事業ごとに運営委員会を置くことができる。
２　運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、機構長が別に定める。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、地域連携推進機構運営会議の議を経て、機構長が行う。

附　則
この要項は、令和３年１２月１６日から実施する。

附　則
この規程は、令和４年３月１７日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年４月　　日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

次世代人材育成専門部会メンバー表

令和４年４月１日現在

No	所属部局	役職	氏名	任期	備考
1	地域連携推進機構副機構長	教授	竹村　明洋		１号委員
2	地域連携推進機構（併任教員）	准教授	福本　晃造		２号委員
3	地域連携推進機構	特命講師	宮國　泰史		２号委員
4	教育学部	教授	濱田　栄作	R4.4.1～R6.3.31	３号委員
5	理学部	教授	古川　雅英	R4.4.1～R6.3.31	３号委員
6	大学院教育学研究科	教授	杉尾　幸司	R4.4.1～R6.3.31	３号委員

琉球大学における包括的連携・協力協定締結に関する基本方針

（平成 22 年 5 月 19 日
役 員 会 決 定）

本学の基本理念の一つである「地域・国際社会への貢献」に基づき、本学の教育研究の進展に資するとともに、地域の活性化や課題解決のため、本学と地域がより密接に連携・協力を図り、様々な事業を実施し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

１．協定締結の考え方

（１）包括的連携・協力とは、本学の社会貢献として、地域の産業振興や大学の知の普及による地域の活性化等、本学が地域貢献活動を推進する上で必要な連携・協力をいい、他の研究機関との学術交流協定及び海外の大学等との国際交流協定は、含まないものとする。

（２）協定締結の対象は、次のいずれかに該当する場合とする。

①本学が所在する県及び市町村並びに近隣の地域との連携・協力であること。

②本学の複数部局等と関連した連携・協力であり、全学的な取り組みを必要とすること。

③これまでの連携・協力の実績に基づき、連携・協力協定が本学の教育研究又は社会貢献に大きく寄与するものであること。

（３）上記事項に該当する場合で、連携・協力の相手方において、連携・協力に係る経費等が措置され、相当の期間にわたって継続的な連携・協力事業の実施が見込まれること。

２．協定締結の手続き

（１）協定締結は、次の手続きにより行う。

①担当副学長において、連携・協力内容等について確認を行う。必要に応じ、関連する担当副学長と協議を行う。

②担当副学長は、連携・協力協定案を役員会へ提案し、審議のうえ教育研究評議会へ報告する。

③連携・協力協定締結は学長が調印し、学内外へ公表する。

（２）連携・協力協定に係る事務は、学術国際部地域連携推進課が所掌する。

３．連携・協力の実施

連携・協力の実施に当たっては、連携内容及び方法等について本学の地域貢献推進委員会において検討する。

琉球大学と包括連携協定を締結している自治体・企業・団体・教育機関等一覧

（令和4年1月14日現在：締結年月日順）

	事　項	締結年月日	連携機関	連携分野	担当部局
1	中城村と琉球大学との包括連携協定	平成22年6月17日	中城村	(1)地域づくり・まちづくりの推進に関すること (2)地域の特産など地域資源を活用した観光振興や産業振興など、地域経済の発展に関すること (3)環境の保全及び防災対策の推進に関すること (4)保健・医療・福祉の向上に関すること (5)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進に関すること (6)ボランティア活動プログラムの実施に関すること (7)その他相互が協議の上連携協力することが必要と認められる事項に関すること	地域連携推進課
2	琉球大学と沖縄科学技術大学院大学との連携協力に関する基本協定	平成24年3月22日	沖縄科学技術大学院大学	教育、研究、産学官連携、国際交流、職員の交流、その他	地域連携推進課
3	国立大学法人琉球大学と読谷村との包括連携協定書	平成26年3月11日	読谷村	(1) 地域づくり・村づくりの推進に関すること (2) 農業・漁業・観光業及び産業の振興に関すること (3) 環境の保全及び防災対策の推進に関すること (4) 保健・医療・福祉の向上に関すること (5) 教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進に関すること (6) ボランティア活動プログラムの実施等に関すること	地域連携推進課
4	国立大学法人琉球大学と西原町及び西原町商工会との包括連携協定書	平成26年8月1日	西原町、西原町商工会	(1) 創造性のあるまちづくりの推進に関すること (2) 情報化社会の構築に関すること (3) NPO・ボランティア活動の促進に関すること (4) 環境保全及び防災対策の推進に関すること (5) 地域医療・保健及び福祉の向上に関すること (6) 農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関すること (7)地域ブランドの創出に関すること (8)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関すること (9)その他甲、乙及び丙が協議の上、連携・協力することが必要と認められる事項に関すること	地域連携推進課
5	奄美群島広域事務組合と国立大学法人琉球大学との奄美群島における包括連携・協力に関する協定書	平成26年9月13日	奄美群島広域事務組合	甲及び乙は、前条の目的を達成するため、奄美群島における新産業の創出、既存産業の振興、産業人材の育成、雇用対策、その他必要と認める分野において連携協力する	地域連携推進課
6	国立大学法人琉球大学と一般財団法人沖縄美ら島財団との包括連携協力に関する協定書	平成27年8月14日	一般財団法人沖縄美ら島財団	（1）調査・研究に関する事項 （2）教育・人材の育成に関する事項 （3）環境の保全に関する事項 （4）観光・文化の振興に関する事項 （5）産学官連携・技術開発に関する事項 （6）その他相互が協議の上必要と認める事項	地域連携推進課
7	沖縄県と国立大学法人琉球大学との包括連携・協力に関する協定書	平成27年9月14日	沖縄県	(1)環境の保全及び緑化の推進に関すること。 (2)文化の振興に関すること。 (3)保健医療、福祉の向上に関すること。 (4)共助・共創型地域づくりの推進に関すること。 (5)観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業、科学技術の 振興に関すること。 (6)雇用創出、若者定着の取組に関すること。 (7)離島の振興に関すること。 (8)国際交流の推進に関すること。 (9)教育、人材育成に関すること。 (10)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。	地域連携推進課
8	宜野湾市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書	平成27年11月29日	宜野湾市	（1）まちづくり・地域づくりの推進に関すること （2）保健医療、福祉の向上に関すること （3）防災対策に関すること （4）教育、人材育成に関すること （5）文化の振興に関すること （6）観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業の振興に関すること （7）環境の保全と循環型社会の構築に関すること （8）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること	地域連携推進課

	事　項	締結年月日	連携機関	連携分野	担当部局
9	国立大学法人琉球大学と一般財団法人沖縄美ら島財団、竹富町及び竹富町商工会との包括連携協定書	平成29年7月10日	竹富町	(1) 元気なふるさとづくりの推進に関すること (2) 情報化社会の構築に関すること (3) NPO・ボランティア活動の促進に関すること (4) 自然・生活環境の保全及び防災対策の推進に関すること (5) 地域医療・保健及び福祉の向上に関すること (6) 農・漁業及び商工観光業の地域ブランド創出に関すること (7) 地域伝統文化の継承と発信に関すること (8) 島嶼地域に於ける物産・観光の経済的波及効果を高める研究に関すること (9) 教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関すること (10) その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、連携・協力することが必要と認められる事項に関すること	地域連携推進課
10	糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定書	平成29年12月11日	糸満市	(1)教育と文化に関すること (2)防災に関すること (3)健康・医療・福祉に関すること (4)環境に関すること (5)まちづくりに関すること (6)産業に関すること (7)平和・交流に関すること (8)協働に関すること (9)その他市域の発展に資すること	地域連携推進課
11	国立大学法人琉球大学、北中城村、北中城村商工会及び一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定書	平成30年1月30日	北中城村	(1)健康長寿と文化のむらづくりの推進に関すること (2)保健医療、福祉の向上に関すること (3)防災に関すること (4)教育、人材育成に関すること (5)文化の振興に関すること (6)農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関すること (7)環境の保全と循環社会の構築に関すること (8)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること	地域連携推進課
12	沖縄市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書	平成30年3月26日	沖縄市	(1)まちづくりの推進に関すること (2)人材育成に関すること (3)平和活動、人権啓発に関すること (4)保健、医療、福祉に関すること (5)観光産業をはじめとする各種産業の振興に関すること (6)文化、交流に関すること (7)都市基盤に関すること (8)教育、学術、生涯学習に関すること (9)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するため に必要な事項に関すること	地域連携推進課
13	国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定	平成30年7月9日	日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社	(1) 教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること (2) 甲の学生及び教職員と、乙の社員の相互交流に関すること (3) 甲の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること (4) 乙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと (5) 地域社会の発展・活性化に関すること (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること	地域連携推進課
14	国立大学法人琉球大学、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との包括的連携に関する協定書	平成31年3月12日	日本郵便株式会社沖縄支社、株式会社ゆうちょ銀行沖縄エリア本部、株式会社かんぽ生命保険沖縄エリア本部	(1) 教育・人材の育成に関すること (2) 調査・研究に関すること (3) 地域の医療・福祉に関すること (4) 地域経済活性化に関すること (5) 観光・文化の振興に関すること (6) 国際交流の推進に関すること (7) 女性の活躍推進に関すること (8) その他、目的を達成するために必要な事項	地域連携推進課
15	国立大学法人琉球大学、沖縄セルラー電話株式会社及びKDDI株式会社との包括連携に関する協定書	令和3年3月26日	沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社	1)教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること (2)地域社会の発展・活性化に関すること (3)甲の学生及び教職員と、乙及び丙の社員の相互交流に関すること (4)甲の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること (5)乙及び丙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと (6)その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること	地域連携推進課

	事　項	締結年月日	連携機関	連携分野	担当部局
16	国立大学法人琉球大学と沖縄気象台との包括連携に関する協定書	令和3年3月30日	沖縄気象台	(1)気象、地象及び水象による災害に関わる研究、及び産業活動の創出・活性化に関すること (2)気象、地象及び水象による災害発生時の現象解明に向けた共同調査の実施に関すること (3)地域住民に対する防災知識の普及・啓発活動に関すること (4)防災教育に関すること (5)乙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと (6)人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること (7)その他前条の目的を達成するために必要な事項	地域連携推進課
17	国立大学法人琉球大学と公益社団法人沖縄県地域振興協会との包括的連携に関する協定書	令和4年1月14日	公益社団法人沖縄県地域振興協会	(1) 地域社会の発展・活性化に関すること (2) 文化の振興に関すること (3) 人材育成に関すること (4) その他、目的を達成するために必要な事項	地域連携推進課

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（令和４年４月１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域貢献・国際交流・広報））	牛窪（うしくぼ） 潔（きよし）	１号委員	
2	副機構長 （副学長・副理事（地域連携担当））	竹村（たけむら） 明洋（あきひろ）	２号委員	
3	地域共創企画室長 （地域共創企画室　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	３号委員	
4	地域共創企画室　准教授	柴田（しばた） 聡史（さとし）	４号委員	
5	地域共創企画室　准教授	小島（こじま） 肇（はじめ）	４号委員	
6	総合企画戦略部 地域連携推進課長	下地（しもじ） 孝之（たかゆき）	５号委員	
7	地域共創企画室　特命准教授	畑中（はたなか） 寛（ひろし）	６号委員	
8	総合企画戦略部長	平良（たいら） 嘉彦（よしひこ）	６号委員	

「国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則」より

（運営会議の組織）

第１６条 運営会議は，次に掲げる委員で組織する。

（１）機構長

（２）副機構長

（３）室長

（４）専任教員

（５）総合企画戦略部地域連携推進課長

（６）その他機構長が必要と認めた者

２ 前項第６号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。